

令和6年4月1日

学生の皆様へ

理事（教育担当）

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等の  
学校感染症罹患時における授業等欠席の取扱いについて（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更され、学校保健安全法施行規則第18条及び第19条の「学校において予防すべき感染症（以下、学校感染症という）」の第二種感染症となりました。新型コロナウイルス感染症を含む学校感染症の罹患時における授業等欠席の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

1. 学校感染症に罹患した場合

学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合は、「出席停止」となります。この場合、出席停止期間が過ぎるまで大学構内への立ち入りもできません。

学校感染症の種別と出席停止期間は以下の表のとおりです。

種別	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白骨髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症日を0日として発症後5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として発症後5日を経過しかつ症状軽快後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、

		全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師に
	髄膜炎菌性髄膜炎	おいて感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師に おいて感染の恐れがないと認めるまで

なお、授業科目のうち、教員が指定する受講方法が「遠隔」又は「対面・遠隔の選択自由」となっている科目については、当該学生が大学に登校せずに自宅等での受講を希望すれば受講を認めます。

## 2. 出席停止のため欠席した授業等の取扱い

学校感染症を原因とした出席停止のため欠席した授業等については、以下「3. 大学への欠席連絡」及び「4. 代替措置の配慮申請」の手続きを行うことにより、学生の不利益にならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど配慮します。具体的な対応は、各部局等の事情に応じて実施します。

## 3. 大学への欠席連絡

医療機関における診察・検査等の結果、学校感染症と診断された場合、判明した時点から1週間以内に、必ず鹿児島大学保健管理センターの感染症申請 Web システムで申請してください。申請後、感染症申請 Web システムにて受付が完了した旨の PDF を出力可能となります。保健管理センターから所属部局の教務係（学生係）・大学院係等及び共通教育センターに通知されます。その後、必要に応じて、授業担当教員にも情報提供されます。

ただし、各部局等の事情に応じて具体的な対応を実施するので、各部局等において指示があった場合は、その指示に従うこと。

(1) 感染症申請 Web システム [https://hsc.kuas.kagoshima-u.ac.jp/?page\\_id=136](https://hsc.kuas.kagoshima-u.ac.jp/?page_id=136)



感染症申請 Web システム QR コード

(2) 上記報告手段が取れない場合

ICT 機器の不具合等により上記システムからの報告が難しい場合、鹿児島大学保健管理センターへ電話やメール等で連絡願います。

電話：099-285-7385 E-mail：hoken@kuas.kagoshima-u.ac.jp

### (3) 実験・実習について

罹患した学生が、複数人が集まる実験・実習(学外実習も含む)に参加していた場合、更なる感染拡大、場合によっては集団感染を招く恐れがあります。指導教員、所属部局の教務係(学生係)・大学院係等への報告は上記方法に限らず、別途、メールや電話で漏れなく行ってください。

連絡先	電話番号及びE-mail
法文学部： 法文学部学生係	099-285-7525 hgakusei@kuas.kagoshima-u.ac.jp
教育学部： 教育学部教務係	099-285-7713 edukyomu@kuas.kagoshima-u.ac.jp
理学部： 理学部学生係	099-285-8025 scigaku@kuas.kagoshima-u.ac.jp
医学部(医学科)： 医歯学総合研究科等学務課医学教務係	099-275-5130 isggik@kuas.kagoshima-u.ac.jp
医学部(保健学科)： 医歯学総合研究科等学務課保健学教務係	099-275-6725 isgghk@kuas.kagoshima-u.ac.jp
歯学部： 医歯学総合研究科等学務課歯学教務係	099-275-6040 isggsk@kuas.kagoshima-u.ac.jp
工学部： 工学部学生係	099-285-3066 egakusei@kuas.kagoshima-u.ac.jp
農学部： 農学部・共同獣医学部等学務課教務係	099-285-8550 nkkyoumu@kuas.kagoshima-u.ac.jp
水産学部： 水産学部学生係	099-286-4134 fgakusei@kuas.kagoshima-u.ac.jp
共同獣医学部： 農学部・共同獣医学部等学務課教務係	099-285-8531 nkkyoumu@kuas.kagoshima-u.ac.jp
人文社会科学研究科： 法文学部大学院係	099-285-7646 ssmcdc@kuas.kagoshima-u.ac.jp
教育学研究科： 教育学部教務係	099-285-7713 edukyomu@kuas.kagoshima-u.ac.jp
理工学研究科(博前)： 理工研大学院係(博前)	099-285-3057 sedaigakuin@kuas.kagoshima-u.ac.jp
理工学研究科(博後)： 理工研大学院係(博後)	099-285-3058 sedaigakuin@kuas.kagoshima-u.ac.jp

医歯学総合研究科： 医歯学総合研究科等学務課医歯学大学院係	099-275-5120 isggdi@kuas.kagoshima-u.ac.jp
保健学研究科： 医歯学総合研究科等学務課保健学教務係	099-275-6632 isgghk@kuas.kagoshima-u.ac.jp
農林水産学研究科： 農学部・共同獣医学部等学務課教務係 水産学部学生係	099-285-8550 nkkyoumu@kuas.kagoshima-u.ac.jp 099-286-4134 fgakusei@kuas.kagoshima-u.ac.jp
臨床心理学研究科： 法文学部専門職大学院係	099-285-7504 hdaigakuin@kuas.kagoshima-u.ac.jp
共同獣医学研究科： 農学部・共同獣医学部等学務課教務係	099-285-7739 nkkyoumu@kuas.kagoshima-u.ac.jp
連合農学研究科： 農学部・共同獣医学部等連大事務係	099-285-8792 renjimu@kuas.kagoshima-u.ac.jp

#### 4. 代替措置の配慮申請

##### (1) 申請方法

学校感染症罹患により欠席した授業等について、レポート・追試験等の代替措置の配慮を希望する学生は、manaba の「個別指導コレクション」機能又は部局独自で使用する修学支援プラットフォーム（共同獣医学系においてはGlexa）を用いて、感染症申請Webシステム受付完了PDFを添付のうえ、授業担当教員へ配慮を希望する旨を連絡すること。

ただし、各部局等の事情に応じて具体的な対応を実施するので、各部局等において指示があった場合は、その指示に従うこと。

##### (2) 申請期限

授業の実施期間を過ぎると授業担当教員から配慮を受けることが困難になる場合があるため、配慮申請は学校感染症と判明した時点から原則として1週間以内かつ期末試験等実施前までに行うこと。

##### (3) 証拠書類の保管及び提出

学校感染症罹患により欠席した授業科目の成績が確定するまでは、罹患したことの証拠となる書類（医療機関受診時の領収書、診療明細書の写しなど）を保管しておくこと。授業担当教員から証拠書類の提出を求められた場合は、manaba の「個別指導コレクション」機能又は部局独自で使用する修学支援プラットフォーム（共同獣医学系においてはGlexa）を用いて速やかに提出すること。

##### (4) 虚偽の配慮申請の措置

虚偽の配慮申請の事実が確認された場合、当該期に実施した全ての配慮内容を取り消して欠席とするほか、相応の措置をとる場合がある。